

第2章 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行の実現

第1節 サークュラーエコノミー（循環経済）の推進

1 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた基盤づくり

サーキュラーエコノミーとは

従来の延長線上の取組みを強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線型経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するものであるとされています。

なお、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現に資するものとして、関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題とされています。

（引用：「第五次循環型社会形成推進基本計画」概要）

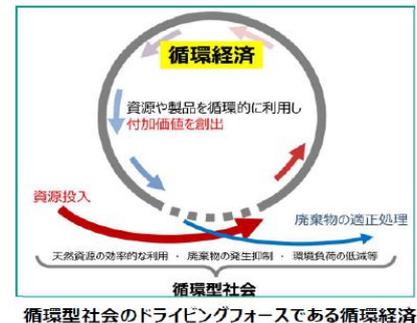


図4-2-1 サークュラーエコノミーの概念図

（出典：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画（概要）」
<https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

(1) 生産段階

【現状】

- 排出事業者アンケートでは、「廃棄物排出抑制の取組み」として「自社から発生する廃棄物を自社製品の原料・副原料としての再使用（8.1%）」や「自社製品での水平リサイクル（2.7%）」、「再生可能資源を活用する（9.7%）」という回答結果でした。（参考：「再使用・再生利用を考慮した分別の割合（66.2%）」）

【課題】

- 自社製品の製造における原材料としての循環資源や再生可能資源の活用に関する事業者の意識が低い状況です。

【施策の方向性】

- 循環資源や再生可能資源の活用を推進します。
 - ・ 拡大生産者責任を踏まえた、環境配慮設計の重要性について、積極的な情報発信の実施。
 - ・ 製品製造段階での減量化及び再生材の積極的な利用が資源投入量や廃棄物発生量の抑制につながることや、原材料素材の表示及び解体しやすい設計により効率的なリユース・リサイクルが可能となることについて、各種媒体を使用した情報発信の実施。
 - ・ 循環資源や再生可能資源の活用に向けた関係者間での連携の推進。

(2) 流通・サービス段階

【現状】

- 本県内で利用可能な代表的なサービスとして次の取組み例があります。
 - ・ アプリを利用し、ロス（食品等）情報を地域で共有し、有効活用するプラットフォーム事業。
 - ・ 県内複数の市町でのシェアサイクル。
 - ・ 県内駅での EV シェアリングサービス。
- 排出事業者アンケートでは、「廃棄物処理のデジタル化の対応」として「トレーサビリティの導入（1.7%）」という回答結果でした。（参考：「電子マニフェストの利用割合（13.3%）」）
- 処理事業者アンケートでは、「今後取り組みたい事業」として「製造業者との提携による使用済製品等の回収、リサイクル事業（10.3%）」という回答結果でした。（参考：「既存リサイクル事業の拡大（31.0%）」）

【課題】

- 本県内でもシェアリングプラットフォームやシェアリングサービスなどを利用できる状況にありますが、利用可能な環境が限定的（限られた地域、限られた商品）となっています。
- 適正なリサイクルを進めるためには、循環資源・再生可能資源を原材料として流通させることが重要ですが、このために必要な排出事業者と処理事業者との間の情報共有意識や連携意識が低い状況です。

【施策の方向性】

- モノの点検・リペア・交換やシェアリングなどを行う新たなビジネスに対する支援を行います。
- 循環資源や再生可能資源が活用されるよう、関係者間で連携する取組みを進めます。

(3) 使用段階

【現状】

- 県民アンケートでは、「サーキュラーエコノミーをどの程度知っているか」について「内容も含めて知っている（2.4%）」、「ごみ排出削減の取組み」については「シェアリングサービスを利用（1.6%）」、「レンタル、リース製品の使用（4.9%）」及び「リサイクル製品の積極的な購入（10.5%）」という回答結果でした。（参考：「マイボトル・マイバックの携帯（59.8%）」）
- 排出事業者アンケートでは、「廃棄物排出抑制の取組み」として「使用済製品・再生品等の調達（グリーン購入）（12.2%）」という回答結果でした。

【課題】

- 県民にサーキュラーエコノミーがほとんど認知されておらず、「モノの購入に代わるサービスの利用」や「長期間モノを使用する」という意識が低い状況です。
- 使用済製品、再生品等の調達（グリーン購入）に関する事業者の意識が低い状況です。

【施策の方向性】

- 県民に対し、より多くの使用済製品が県内で循環され、より環境負荷の少ないライフスタイルに積極的に取り組んでいく意識を醸成するための取組みを推進します。
 - ・ ごみを発生させないため、譲渡する前提でモノを購入し、大事に使用するなど、エシカル消費（倫理的消費）の促進。
 - ・ リユースの裾野の拡大に向けた、リユースの意義等を理解し、自らリユースを体験するための環境教育・普及活動の推進及び環境問題への共通理解や参加意欲の高揚の促進。
- 事業者に対して、循環資源や再生可能資源を用いた製品の選択を推進します。

（４）廃棄段階

【現状】

- 本県の一般廃棄物の再生利用率は全国平均よりも低く^{※4-2-1}、一方で、直接焼却率は増加傾向で推移^{※4-2-2}しています。

※4-2-1：令和5年度（2023年度）は、本県 17.7%、全国平均値 19.5%。

※4-2-2：令和4年度（2022年度）79.4%、令和5年度（2023年度）79.6%。

- 本県の食品廃棄物及び産業廃棄物の再生利用率は、全国平均値を下回っています。
- 本県の食品廃棄物のバイオマス利活用率が低い状況です（食品廃棄物：28%、家畜排せつ物：97%）。
- 廃プラスチックの排出量に対する最終処分率が、他の品目と比較し高い状況です（廃プラスチック：13.6%、がれき類：2.2%、汚泥：0.9%）。
- 「製品プラスチック」の分別回収を実施している自治体は、14自治体（令和6年度（2024年度）にとどまっています）。
- 県民アンケートでは、ごみ排出削減の取組みとして「不要なものは、捨てずにリユースショップで売買したり、フリーマーケットアプリを活用（23.4%）」という回答結果であり、不要なモノを有効利用する県民の意識が低い状況です。
- 粗大ごみは、未だ使用できるものがリユースされていない状況です。

- 廃棄物処理業界は、循環資材の供給の役割を期待されています。

【課題】

- 一般廃棄物の再生利用率や食品廃棄物のバイオマス利活用率を高め、廃プラスチックの排出量に対する最終処分率も低くするため、自治体、県民及び事業者が廃棄物の分別収集を徹底するとともに、廃棄物の再利用を推進する必要があります。
- 使用済製品のリユースを推進するため、県民や事業者における不要なものを有効利用する意識を高める必要があります。

【施策の方向性】

- 廃棄物の分別収集を徹底するとともに、リサイクルが困難な場合も、廃棄物発電等の熱回収や生ごみ等からのバイオガス発電などの推進を図るため、県内市町村等への助言や技術的支援などを行います。
 - ・ 県内市町村における分別回収の取組みに関する支援の実施。
 - ・ 食品廃棄物の利活用を推進する取組みの実施。
 - ・ 県内で発生する廃棄物を確実にリサイクルできる体制の整備に向けて、廃棄物処理業者と製造事業所とのマッチング（動静脈連携）を支援するための「サーキュラーエコノミー相談・マッチング支援員制度」に関する取組みの実施。
- より多くの使用済製品が県内で循環されるよう、リユースの裾野を拡大する取組みを推進します。
 - ・ 一般家庭等の粗大ごみについて、回収した使用済製品を県内市町村が民間事業者等と連携して流通させる取組みの促進。

(5) 熊本県の特性を活かした姿

【現状】

- 未利用系バイオマス資源^{※4-2-3}の利活用率は、農作物残さ：100%、林地残材：100%と高い状況であり、林地残材に関しては、県内木質バイオマス発電施設で使用されています。

※4-2-3：従来は廃棄されていた農作物残さ（稲わら、もみ殻、麦わら、い草）や林地残材など。

- 家畜排せつ物を活用したメタン発酵による発電は、現在、本県では行われていない状況です。
- 畜産地帯と耕種地帯が離れており、堆肥が遍在しています。
- 令和6年度（2024年度）に整備（増改築及び改修を含む。）した本県・県内市町村の公共建築物及び補助事業により整備した施設の木造化率は86%、木質化

率は 83%となっています。

【課題】

- 家畜排せつ物の利活用を促進するとともに、耕種農家への堆肥の広域流通も進める必要があります。
- 本県の豊富な森林資源を積極的に利用する必要があります。

【施策の方向性】

- バイオマス資源の利活用を推進します。
 - ・ バイオマス資源を最大限に活用し、化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷の軽減。
 - ・ 高純度 BDF の普及とともに原料となる廃食油の回収の促進。
 - ・ 研究機関や地域金融機関と連携し、地域の循環資源等の活用に資するような知見の事業者への提供及びバイオマス資源の利活用に関する研究・開発の支援等の実施。
 - ・ 未利用資源のメタン発酵によるバイオガス発電等の取組みの支援。
 - ・ 堆肥の広域流通の推進。
- 公共建築物等や民間建築物における木材の利用を促進します。
 - ・ 建築物における木材の利用促進の意義等に係る県民への分かりやすい周知。

第2節 適切な廃棄物の処理等の推進

1 廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用、熱回収等の推進

(1) 一般廃棄物

【現状】

- ごみ総排出量は、平成28年熊本地震の翌年以降、コロナ禍等の影響もあり、令和元年度(2019年度)までは増加していましたが、その後は減少傾向で推移し、令和5年度(2023年度)の県民一人一日当たりのごみ排出量(822グラム)は、全国で8番目に少ない状況です(全国851グラム)。
- 令和5年度(2023年度)には、家庭の可燃ごみの中にまだ食べられるのに捨てられている食品ロスが、一人一日当たり約102g(おにぎり1個のご飯の量に相当)含まれていることが報告されています。
- ごみの再生利用率は、令和2年度(2020年度)に20.8%まで上昇しましたが、その後は減少しており、令和5年度(2023年度)は17.7%となっています。
- 本県の既存のごみ焼却施設のうち、平成27年度(2015年度)以降に使用を開始した5施設では、発電やCO₂排出抑制等、地球温暖化防止や省エネルギー化などに配慮した整備が行われています。

【課題】

- ごみの排出量の更なる削減に向けて、一人一日当たりのごみ排出量は県内の市町村ごとに違いがあるため、特に量の多い市町村において削減が必要です。
- 資源ごみの分別収集に関しても県内の市町村ごとに取組みの違いがあるため、再生利用率を高めるためには、資源ごみの分別収集の取組みが進んでいない市町村における取組みの強化が必要です。
- 特に、製品プラスチックについては、プラ新法に基づき、適切な分別・資源化が求められています。
- 今後、県内の市町村は、地球温暖化防止や省エネルギー化などに配慮したエネルギー回収効率の高いごみ焼却施設の整備を行う必要があります。なお、ごみのRDF^{※4-2-4}化については、全国的に撤退する市町村が相次ぎ、先行きが不透明な中、今後どのように進められるのか注視する必要があります。

※4-2-4：ごみ固形化燃料(Refuse Derived Fuel)の略称。生ごみ、廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを粉碎・乾燥するなどして、圧縮・固化したもの。

【施策の方向性】

- 一般廃棄物の排出抑制を推進します。
 - ・ 食べきりや使い切りなど、家庭での食品ロスの低減による生活系ごみの大きな割合を占める食品廃棄物の削減。

- ・ 県内の一般廃棄物の状況を的確に把握するとともに、県民及び事業者に対する廃棄物の排出抑制等に関する取組みの推進。
 - ・ 県内市町村に対する一人一日当たりのごみ排出量の状況及び生活系・事業系の内訳の情報提供並びに特に排出量の多い市町村に対する廃棄物の排出抑制に向けた取組みの促進。
- 一般廃棄物の再使用・再生利用を推進します。
 - ・ 廃棄物の再使用・再生利用を推進するため、県内市町村による住民に対する廃棄物の分別収集及びリサイクル用途の周知啓発の実施など、住民の分別意識の向上につながる取組みの促進。
 - ・ 食品ごみのリサイクルが進むよう、県内市町村における分別回収等の取組みの支援及び生ごみ等からのバイオガス発電等の取組みの推進。
 - 国のプラスチック資源循環施策等を踏まえ、プラスチック使用製品ごみ等のリサイクルが進むよう、県内市町村における分別回収等の取組みを支援します。
 - 県内市町村が廃棄物処理施設を整備する際の循環型社会形成推進地域計画及び長寿命化計画の策定を支援し、エネルギー回収効率を高めたごみ焼却施設の整備を推進します。

(2) 産業廃棄物

【現状】

- 令和5年度(2023年度)の業種別排出量は、農業・林業が約3,143千トン(42%)で最も多く、次いで建設業で約1,671千トン(22%)、製造業で約1,441千トン(19%)、電気・水道業で約1,174千トン(16%)となっており、これら4業種で全体の99%を占めています。
- 電子部品製造業の排出量は、平成30年度(2018年度)の調査(約59千トン)と令和5年度(2023年度)(約192千トン)を比較すると、約133千トン(225.5%)増加しており、半導体企業の進出等により、関連企業の排出量が大きく増加した影響が考えられます。
- 本県の再生利用率は、約53%と横ばいとなっており、全国の再生利用率(54.7%)を若干下回っている状況です。
- 今後も半導体企業の進出や新たな工場の稼働が予定されており、県内の関連企業のみならず、建設業、サービス業等の需要が増えることに伴い、廃棄物の排出量に影響を与えることが予測されます。

【課題】

- 廃プラスチック類、鋳さい及びその他の産業廃棄物について、再生利用率が低い状況です。

- 排出事業者の中間処理の手法として、焼却処理の意識が依然として高い状況にあります。

【施策の方向性】

- 事業所での廃棄物の減量化・リサイクル等を促進するため情報収集を行うとともに、事業者に対し、これら情報の横展開を含め、排出抑制・再生利用に関して積極的に情報を提供します。
- プラスチックなどの水平リサイクル推進に向けて、複合素材の重層の見直しなどメーカーによる環境配慮設計について、本県の補助事業等により支援します。

2 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物

【現状】

- 廃棄物処理施設や収集運搬車両などにおいて、リチウムイオン電池を使用した製品に起因する火災事故等が頻繁に発生しています。
- 廃棄物処理施設において、水銀が混入したごみの搬入が原因と考えられる排ガス中の水銀濃度の上昇による焼却炉の停止が発生しています。
- 公共下水道や浄化槽など生活排水処理施設については、計画的な整備が進められ、水洗化率は年々高くなっており、令和5年度（2023年度）における水洗化率は93.1%（全国96.3%）となっています。
- 県内市町村の合併により複数のごみ焼却施設を管理する市や一部事務組合などでは、施設の集約化に向けた検討が進められています。また、一部では、更なる広域的な処理に向けた協議も進められています。

【課題】

- 廃棄された小型家電、特に、携帯電話や加熱式タバコなどに内蔵されるリチウムイオン電池が一般ごみに混入すると、廃棄物処理施設や収集運搬車両での発火、火災に繋がる危険性があります。
- 水銀フリー社会の実現に向け、水銀が含まれる製品とその処分方法について、県民や排出事業者に周知を徹底する必要があります。
- 県内市町村に対して、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全のため、引き続き下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進する必要があります。
- 今後の人口減少に伴うごみ排出量の減少に向け、ごみ焼却施設等の集約化や他の市町村等との連携による広域的な処理など、一般廃棄物の処理主体として適正な処理体制の確保に加え、新たな施設設置が困難な県内市町村においては、市町

村策定の長寿命化計画に基づき老朽化した施設の更新や改良を適切な時期に行う必要があります。

【施策の方向性】

- リチウムイオン電池使用製品の混入による発火や火災を防ぐため、市町村による住民への危険性や排出方法の周知、回収体制の構築等に向けた取組みを支援します。併せて、国に対する必要な措置の要望も行います。
- 環境中に水銀が飛散・流出しないよう、分別収集・運搬について、水銀含有廃棄物の適正な処理を推進します。
- 生活排水処理施設の整備を促進します。
 - ・ 効率的な手法による未普及対策の早期概成及び持続可能な維持管理を基本とする「生活排水処理構想」に基づく対策の継続した実施。
 - ・ 下水道等への接続率の向上や合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理などの普及啓発の実施。
- 「熊本県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画」に基づき、県内市町村によるごみ焼却施設等の集約化や広域的処理に向けた取組みを支援します。

(2) 産業廃棄物

【現状】

- 事業用太陽光発電は、固定価格買取制度（FIT）により 20 年間は固定価格で買い取られることなどから、本県でも多くの太陽光発電施設が稼働しています。
- 電子マニフェストの利用率は、県内では約 25%、全国では約 81%となっています。なお、排出事業者の意識調査によると、「今後電子マニフェストを導入したい」と考えている事業者は 38.6%でした。
- 排出事業者の意識調査によると、処理業者の選定では、「料金の安さや利便性」を重視する事業者が 50.2%と最も多く、「優良品評価制度適合事業者」を選ぶ割合は 43.8%にとどまっています。また、優良産廃業者認定制度の認知度も低く、「知っている」が 34.2%、「知らない」が 60.4%となっています。
- 令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間において、対策を講ずべき不法投棄事案は 1,013 件で、そのうち 964 件が改善しました。

【課題】

- 令和14年（2032年）から順次FITの買取期間が終了し、太陽光パネル等が大量に廃棄物として排出される可能性があります。
- 適切に撤去されず放置される太陽光パネルが発生する可能性もあります。
- 県内の電子マニフェスト利用率は増加しているものの、依然として全国平均

を大きく下回っています。

- できるだけ県内処理ができるよう、優良な処理業者の育成や処理体制の確保などを進める必要があります。
- 不法投棄の撲滅に向けて、本県、県内市町村及び関係団体が連携した監視体制・通報体制の充実並びに不法投棄事案の原因者に対する厳正な指導や処分を通じた早期改善の実施が必要です。

【施策の方向性】

- 太陽光パネル等の廃棄物について、国が定めるリサイクル制度を踏まえ、県内における適正なリユース及びリサイクル体制等の構築を促進します。
- 放置される太陽光パネルがないよう、FIT 買取期間満了までの残された時間を有効に活用し、撤去資金を「貯める」、期間終了後も「使う」及び撤去時には「リサイクルする」という「太陽光 FIT 後放置ゼロ」の取組みを、関係機関や県内市町村と連携しながら推進します。
- 産業廃棄物処理の透明性の確保のため、これまで実施してきた処理業者への立入検査や指導の徹底に加えて、研修会等様々な機会を捉え、電子マニフェスト制度のメリット等について周知し、電子マニフェストの更なる普及を推進します。
- 産業廃棄物の適正処理を促進するため、できるだけ県内処理ができるよう、優良な処理業者の育成や処理体制の確保などを推進します。
 - ・ 排出事業者向けの研修会等様々な機会を捉えた優良産廃業者認定制度の普及啓発等の認定取得業者の増加に向けた取組みの推進。
 - ・ 「熊本県産業廃棄物指導要綱」に基づく事前協議指導による、区域外から搬入される産業廃棄物の種類や量などの把握及び適正処理の確保の推進。
- 不法投棄防止対策の強化のため、監視カメラの設置や関係団体との連携等により、監視体制及び通報体制の充実に努めるとともに、原状回復等、発生後の速やかな対応を図ります。

3 バイオマスの利活用の推進

【現状】

- 食品廃棄物のうち、一般廃棄物（家庭、小売業、飲食業等）について、多くは焼却されています。
- 主伐や除間伐による林地残材の本県全体の発生量は、472 千トンと推測され、利用率は 100%（令和 5 年度（2023 年度）実績）となっています。また、家畜のふん尿や生ごみなどを利用した肥料を本県のリサイクル認証制度に登録しています。

【課題】

- 食品廃棄物のうち、一般廃棄物（家庭、小売業、飲食業等）について堆肥化等の活用を進める必要があります。
- バイオマスの利活用を進めるため、広域連携を進めるとともに、リサイクル認証による利用推進を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 事業所や家庭から排出される食品廃棄物について、堆肥化、バイオガス発電等の利活用を推進します。
 - ・ 県内市町村や事業者に向けた分別収集の取組み等の情報提供。
 - ・ 事業者向け補助金の活用による堆肥化等の施設整備の促進。
- 広域連携による取組みやリサイクル認証によるバイオマス製品の利用などを推進することで、バイオマスの利活用を促進します。
 - ・ 木質系廃材や林地残材について、木質バイオマス発電所や熱利用施設でのエネルギー利用の促進。
 - ・ バイオマスをより有効に活用するための広域連携による取組みの推進。
 - ・ バイオマスの活用に係る調査研究等の支援。
 - ・ 本県のリサイクル認証制度によるバイオマス製品の利用推進・普及啓発等。

4 災害廃棄物の適正処理

【現状】

- 本県では、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨、令和7年8月大雨災害などの災害で大量の災害廃棄物が発生し、県内被災市町村、国、本県そして業界団体が連携してその処理に対応してきました。
- 熊本県災害廃棄物対策連絡協議会を令和7年度（2025年度）に発足し、災害廃棄物処理に関する知識やスキル向上を図るための研修会やロールプレイング形式の図上演習を行っています。
- 災害時には、アスベスト^{※4-2-5}が使用されている建築物等の倒壊・損壊や、適切な飛散防止措置が講じられていない被災建築物の解体等作業によりアスベストが飛散し、住民や災害対応の従事者がばく露するおそれがあります。

※4-2-5：天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「石綿（せきめん、いしわた）」と呼ばれています。繊維が極めて細く、吸入すると肺線維症（じん肺）や悪性中皮腫の原因になると言われています。

【課題】

- 災害廃棄物の処理を担う人材（県内市町村職員・本県職員）に対し、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨など過去の災害から学んだ教訓とスキルを継承する

必要があります。

- 被災建築物等からのアスベストの飛散を防止するためには、発災後における迅速な被災状況の確認、解体等工事の施工業者への周知及び適切な工法により解体工事等が実施される必要があります。

【施策の方向性】

- 平時から県内市町村や関係団体との連携、本県・県内市町村職員や事業者を対象とした研修・図上訓練等の取組みを通じた人材育成等、災害発生時における廃棄物の円滑かつ迅速な処理ができる体制を整えます。
- 災害時のアスベスト対策を推進します。
 - ・ 平常時における吹付けアスベストなど飛散性の高い建築材料が使用されている建築物等の把握。
 - ・ 災害発生時におけるアスベスト対策の専門家や他県などから協力を得ることができる体制の構築。



持続可能な社会実現に向けた取組み

～リニアエコノミー(線型経済)からサーキュラーエコノミー(循環経済)に向けて～

かつての高度経済成長期には、企業間の激しい競争の中で、大量にモノを作り、大量に消費し、そして大量に捨てるというような経済活動が当たり前でした。このような経済活動は、地球温暖化による異常気象などの生活環境の変化、資源の枯渇などと密接に関係しており、私たちの暮らしや未来に関係する様々な問題が起きています。

これまでも、3R(リデュース・リユース・リサイクル)やゼロカーボン、SDGsなど、環境に配慮した取組みが進められてきました。これからは、廃棄物処理業者や排出事業者、中小企業・小規模事業者などが連携して、より広い視点で取り組むことが大切です。そこで重要となるのが「サーキュラーエコノミー(循環経済)」です。

では、サーキュラーエコノミーとは、どのようなものなのでしょうか。例えば次のようなものがあります。

- ・修理しやすく、原材料にも配慮したモノづくり(環境配慮設計)
- ・モノを「持つ」から「使う」へ、必要なときだけ利用するサービス(脱モノ化)
- ・不要になったモノに新たな価値を加えて生まれ変わらせる(アップサイクル)
- ・使い終わった製品を原料にして、また新しい製品をつくる(水平リサイクル)



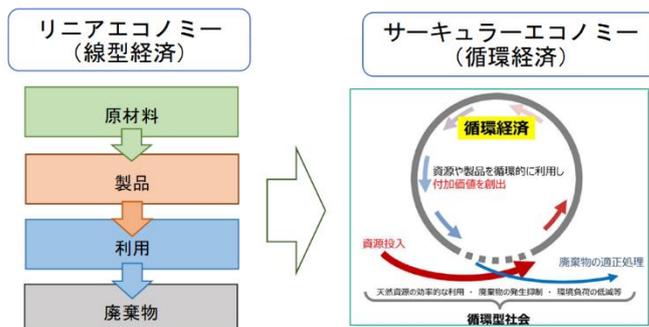
県民の皆さんができること

- ✓ ごみの分別を徹底する。
- ✓ 使い捨てを減らして、繰り返し使えるものを選んだり、修理して長く使う。
- ✓ シェアリングサービスの利用など、モノを持たないようにする。



事業者の皆さんができること

- ✓ 環境に配慮した製品設計やサービスの提供
- ✓ 使用済製品を原料として再び同じ製品を製造する水平リサイクル
- ✓ 他の事業者との連携による資源の有効活用



あなたも、サーキュラーエコノミー
に取り組んでみませんか？
未来の熊本を一緒に作っていきま
しょう。

(出典：「令和3年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書」
及び「第五次循環型社会形成推進基本計画(概要)」を基に本県で作成)

【数値目標】

指標	基準値 (基準年度)	現状 (年度)	目標値 (目標年度)	指標の考え方
出口側の循環利用率 (産業廃棄物の再生利用)	53.2% (R5)	53.2% (R5)	約 53.2% (R12)	第 6 期熊本県廃棄物処理計画 (R8~12)
一般廃棄物総排出量	520 千トン (R5)	520 千トン (R5)	473 千トン (R12)	第 6 期熊本県廃棄物処理計画 (R8~12)
産業廃棄物排出量 (年間) ※家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	4,119 千トン (R5)	4,119 千トン (R5)	4,438 千トン (R12)	第 6 期熊本県廃棄物処理計画 (R8~12)
バイオマスの利活用率 (年間) ①廃棄物系バイオマス ②未利用系バイオマス	①94% (R5) ②100% (R5)	①94% (R5) ②100% (R5)	①95% ②100% (R12)	第 6 期熊本県廃棄物処理計画 (R8~12)

※サーキュラーエコノミー（循環経済）における「出口側」とは、廃棄物等の発生を指し、出口側の循環利用率とは、このうちの循環利用（再使用・再生利用量）の占める割合を表します。一方、「入口側」とは、資源が投入される段階を指します。